政　令

特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十号

特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日は、令和五年三月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二条第一項、第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四　包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）

第二条第四号中「以下この条」を「次号」に改め、同条第六号中「次条」を「次条第六号」に改め、同条第七号中「次条」を「次条第七号」に改め、同条に次の三号を加える。

九　日英協定の相互承認に関する議定書の通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書（次号及び次条において「日英協定通信端末機器等附属書」という。）第Ｂ部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等　同部第一節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器

十　日英協定通信端末機器等附属書第Ｂ部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等　同部第一節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等に定める純粋有線通信端末機器

十一　日英協定の相互承認に関する議定書の電気製品に関する分野別附属書（次条第十一号において「日英協定電気製品附属書」という。）第Ｂ部第二節の表の上欄に掲げる関係法令等　同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める電気製品

第三条に次の三号を加える。

九　前条第九号に係る国外適合性評価事業　日英協定通信端末機器等附属書第Ｂ部第四節の表の上欄第一号に掲げる指定基準

十　前条第十号に係る国外適合性評価事業　日英協定通信端末機器等附属書第Ｂ部第四節の表の上欄第二号に掲げる指定基準

十一　前条第十一号に係る国外適合性評価事業　日英協定電気製品附属書第Ｂ部第四節の表の上欄に掲げる指定基準

第四条第一号中「まで」の下に「及び第九号から第十一号まで」を加える。

第十条第一号中「中欄」を「下欄」に改め、「（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の下欄に定める額）」を削り、同条第二号中「以下」を「次条において」に改め、同号イ中「五万千六百円（電子申請による場合にあっては、五万千二百円）」を「五万四千七百円（電子申請による場合にあっては、三万六千五百円）」を「三万九千百円」に改め、同号ロ中「三万六千九百円（電子申請による場合にあっては、五万千二百円）」を「五万四千七百円」に改める。

第十三条第一号中「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改め、同条第二号中「及び第三号」を「、第三号及び第十号」に改め、同条第三号中「及び第七号」を「、第七号及び第十一号」に改める。

別表第一備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第十条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
一　法第三条第一項の認定を受けようとする者	
イ　第二条第一号に係る国外適合性評価事業（以下「第一号事業」という。）に係る認定	申請一件につき　百七十五万二千四百円
ロ　第二条第二号に係る国外適合性評価事業（以下「第二号事業」という。）に係る認定	百二万八千七百円
ハ　第二条第三号に係る国外適合性評価事業（以下「第三号事業」という。）に係る認定	四十七万六千六百円
ニ　第二条第四号に係る国外適合性評価事業（以下「第四号事業」という。）に係る認定	百二万八千七百円
ホ　第二条第五号に係る国外適合性評価事業（以下「第五号事業」という。）に係る認定	四十七万六千六百円
ヘ　第二条第六号に係る国外適合性評価事業（以下「第六号事業」という。）に係る認定	百二十八万五千百円
ト　第二条第七号に係る国外適合性評価事業（以下「第七号事業」という。）に係る認定	百二万八千七百円
チ　第二条第八号に係る国外適合性評価事業（以下「第八号事業」という。）に係る認定	三百三十三万六千四百円